



# 技能実習から育成就労へ

～特定技能制度を含めた制度改革の概要と行方～

2024.12.17.

外国人雇用サポートセンター岡山

 グラスルーツ行政書士事務所

# 自己紹介

---

講師：田口 順一（出入国在留管理庁申請取次行政書士、外国人雇用管理主任者）

略歴：1967年 岡山市生まれ  
伊島小学校～京山中学校～岡山操山高校～中央大学経済学部  
1991年 岡山にUターン、株式会社ビザビ入社  
広告・出版・人材ビジネス部門に在籍、四国支社立ち上げに  
支社長として携わる  
2009年 株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブ入社  
事業部門でパートナーセールス、マーチャンダイジング、  
スタジアムイベント・グルメの企画運営に携わる  
2017年 グラスルーツ行政書士事務所設立

所属団体：岡山県行政書士会(理事、国際部部長)、INE(居場所づくりネットワーク)  
岡山行政書士グループコスモス会(副会長)、岡山監理団体ネットワーク

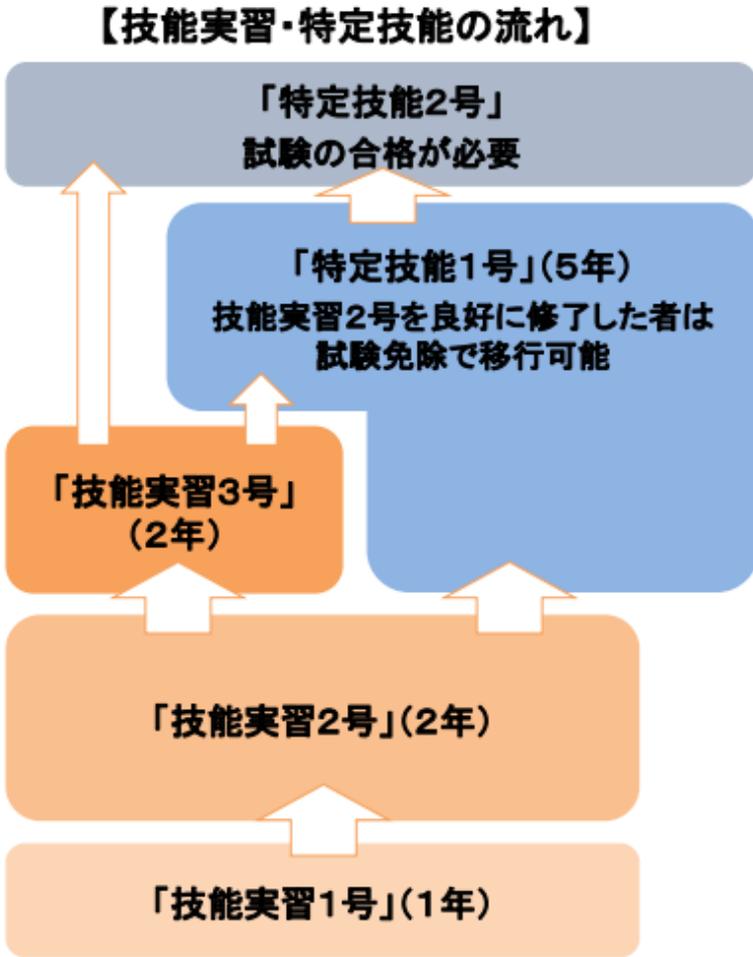
# 現在の技能実習制度・特定技能制度の概要

## ●技能実習制度（平成5年創設）＜91職種、約41万人＞

- ・人材育成を通じた国際貢献を目的
- ・1号/1年、2号/2年、3号/2年の最長5年
- ・受入企業が計画に基づき実習実施／監理団体による実習監理／技能実習機構による指導監督・相談支援
- ・本人意向の転籍は原則不可

## ●特定技能制度（平成31年創設）＜16分野、約26万人＞

- ・人手不足分野における人材確保を目的
- ・1号/5年、2号/制限無し
- ・技能実習2号を修了又は日本語（N4相当）及び技能の試験合格等を要件として雇用
- ・特定技能1号は相当程度の知識or経験を必要とする技能、特定技能2号は熟練した技術を要する業務
- ・本人意向の転籍は就労している分野の中では可能
- ・登録支援機関等による支援



(資料) 出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」を元に一部編集

# 制度見直しの背景・概要①

## ●就労現場では外国人材がより一層重要に

- ・ 2040年までに1200万人の生産年齢人口の減少
- ・ 総人口は年間100万人ペースで減少
- ・ 2100年には人口の40%が高齢者

### <今まで>

足りない人材を生産性向上や女性・高齢者・外国人材で補完



### <今後>

人口減少のスピードが速く、外国人材がいないと社会・経済・産業が成り立たない、現状のシステムが維持できない状況に  
(特に地方において)

## 在留外国人数及び外国人労働者数 (2023年概数)

在留外国人数		約341万
技能実習生数	ベトナム	約20.3万
	インドネシア	約7.4万
	フィリピン	約3.6万
	中国	約2.9万
特定技能外国人数	ベトナム	約11.1万
	インドネシア	約3.4万
	フィリピン	約2.1万
	中国	約1.3万
(参考)外国人労働者数		約205万

(出典) 在留外国人数は出入国在留管理庁「在留外国人統計」(12月末現在、暫定値)、外国人労働者数は厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」(10月末現在)

(資料) 厚生労働省「第6回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会参考資料」を元に一部編集

# 制度見直しの背景・概要②

## ●国際的な人材獲得競争の激化

⇒台湾・韓国など近隣諸国との競争激化

- ・台湾、韓国が移動先上位に上昇（日本は相対的に低下）
- ・低、中熟練労働者の平均月給は日本より韓国が高い
- ・台湾、韓国で低熟練外国人労働者の受入れが拡大

海外に移動する労働者数（フロー、割合）（注1）

送出国	時点	主要な移動先（国・地域）と日本				
		1	2	3	4	5
ベトナム	2018年	日本48.1%	台湾 42.3%	韓国4.5%	—	—
	2022年	台湾41.5%	日本39.3%	韓国6.6%	—	—
インドネシア	2018年	マレーシア 31.9%	香港26.0%	台湾25.5%	シンガポール 6.4%	韓国2.4%
	2022年	香港29.9%	台湾26.6%	マレーシア 21.5%	韓国5.8%	日本 2.9%
中国	2018年	マカオ14.9%	日本8.0%	香港7.2%	シンガポール 6.4%	アルジェリア 4.6%
	2021年	マカオ17.6%	香港15.2%	シンガポール 9.0%	インドネシア 4.8%	パキスタン 3.7% ※日本（8位） 1.9%

表中の構成比は小数点第二位を四捨五入

低・中熟練外国人労働者の平均月給比較（2022年、円換算）（注2）（注3）

	平均月給
韓国（低熟練労働者、主に製造業）	27.1万円
日本（特定技能）	24.6万円
日本（技能実習）	21.2万円
台湾（低熟練労働者、製造業）	14.3万円
台湾（低熟練労働者、家庭内介護）	9.1万円

（注1）出典：ADB・OECD・ILO「Labor Migration in Asia: Changing Profiles and Processes」(2023)（「移住労働者」を定義しておらず、その定義は各国により異なる。）から引用。中国は商務部「中国対外労働合作発展報告2019-2020、2022」。

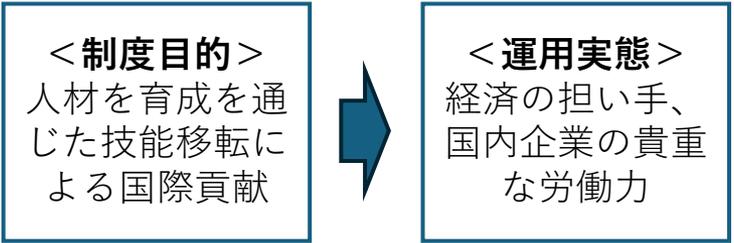
（注2）調査データ 日本：厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」、韓国：中小企業中央会「2022年外国人材雇用関連総合課題実態調査」、台湾：労働部労働力発展署「111年6月移工管理及運用調査統計結果」。時間外手当等を含む数字。また、韓国の低熟練労働者は在留資格「非専門就業（E-9）」、台湾の低熟練労働者は「移工」。

（注3）レート：日本・韓国：IMF「International Financial Statistics」、台湾：「中華民国中央銀行 統計」を基に作成。各国通貨の1USドル当たりの2022年平均レートをを用いた（日本：131.50円、韓国：1,291.45ウォン、台湾：29.777台湾ドル）。

（資料）厚生労働省「第6回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会参考資料」を元に一部編集

# 制度見直しの背景・概要③

## ●技能実習制度の目的と実態の乖離



## ●技能実習制度から育成就労制度へ

- ・技能実習制度を発展的に解消し、「人材確保」及び「人材育成」を目的とした育成就労制度を創設
- ・特定技能制度については、支援等の在り方の適正化を図ったうえで存続

## ●長期に渡る人材確保が困難な状況

- ・技能実習の対象となる職種・分野が特定技能と不連続（技能実習2号移行対象職種のうち、対応する特定技能の産業分野がないものがある）
- ・技能実習の職種が細分化され、従事できる職種が限定
- ・技能実習終了後は「帰国」が前提となっている制度上の原則（修得した技能を母国で活かすという前提のため）

## ●長期に渡り産業を支える人材を確保

- ・特定技能1号水準の人材を育成するための制度に（原則3年の就労を通じて特定技能1号水準の人材を育成）
- ・受入対象分野は特定技能の産業分野と原則一致させる
- ・従事可能な業務範囲を特定技能の「業務区分」や関連業務に拡大
- ・受入見込み数を適切に設定(現在82万人)
- ・日本語能力の向上方策を講じる

(資料) 厚生労働省「第6回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会参考資料」を元に一部編集

# 制度見直しの背景・概要④

## ●外国人に魅力を感じにくい現行制度

- ・キャリアパスが不明瞭（日本での就労のキャリアアップイメージが描きにくい）
- ・労働者としての権利保護が不十分  
（ex転籍不可、「やむを得ない事情」による転籍範囲も不明瞭  
\* 転籍制限が失踪問題の原因の場合も）
- ・不適正な送付、受入、監理事例（ex高額手数料、人権侵害事例）
- ・失踪問題、ブローカー介入の問題



## ●外国人に魅力ある制度で選ばれる国に

- ・キャリアアップの道筋を明確化（分野・業務の連続性強化による特定技能移行という道筋）
- ・労働者としての権利性向上（やむを得ない事情の転籍範囲の明確化・拡大、一定条件による本人意向の転籍可など）
- ・関係機関の要件等を適正化（原則2国間取決め<MOC>作成国からのみ受入れ、悪質な送り出し機関の排除、外国人技能実習機構を「外国人育成就労機関」に改組）
- ・ブローカー対策（不法就労助長罪の法定刑引き上げなどブローカ排除）
- ・受入機関の人材流出懸念への配慮（転籍時の受入れ負担初期費用の補填など）

（資料）厚生労働省「第6回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会参考資料」を元に一部編集

# 育成就労制度の概要

- ・令和6年6月21日「出入国管理及び難民認定法及び外国人の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布。（令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行）

## ●目的

「育成就労産業分野」において、我が国で3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保すること

## ●基本方針・分野別運用方針

- ・育成就労制度の基本方針及び育成就労産業分野ごとの分野別運用方針を策定する。
- ・分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの受入れ見込み数を設定し、これを受入れ上限数として運用する。

## ●育成就労計画認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「育成就労計画」を認定制とする。

## ●監理支援機関許可制度

育成就労が適正に実施されているかどうかの監理を行うなどの役割を担う監理支援機関を許可制とする

## ●適正な送出しや受入環境整備の取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出国機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適性を図る。
- ・育成就労外国人の本人意向による転籍を一定要件の下で認めることなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・地域協議会を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

（資料）出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」を元に一部編集

# 育成就労制度のポイント①

## ●受入れ対象分野

- ・産業分野は特定技能の特定産業分野に限定
- ・業務区分は特定技能の業務区分と同一

## ●特定技能外国人の日本語能力について

- ・就労開始前 ⇒ N5等又は相当講習
- ・特定技能1号への移行時 ⇒ N4等又は相当講習（当面の間）
- ・特定技能2号への移行時 ⇒ N3等

\* 「相当講習」とは認定日本語教育機関等での日本語講習の受講

## ●特定技能外国人の転籍について

- ・やむを得ない場合
- ・本人意向
  - 同一機関での就労が1年超
  - 技能検定試験基礎級等に合格
  - 日本語能力試験N5等に合格
  - 転籍先企業の適切性
  - 転職先企業が同一業務区分
  - 転籍先企業の受入れ負担初期費用の一部補填

# 育成就労制度のポイント②

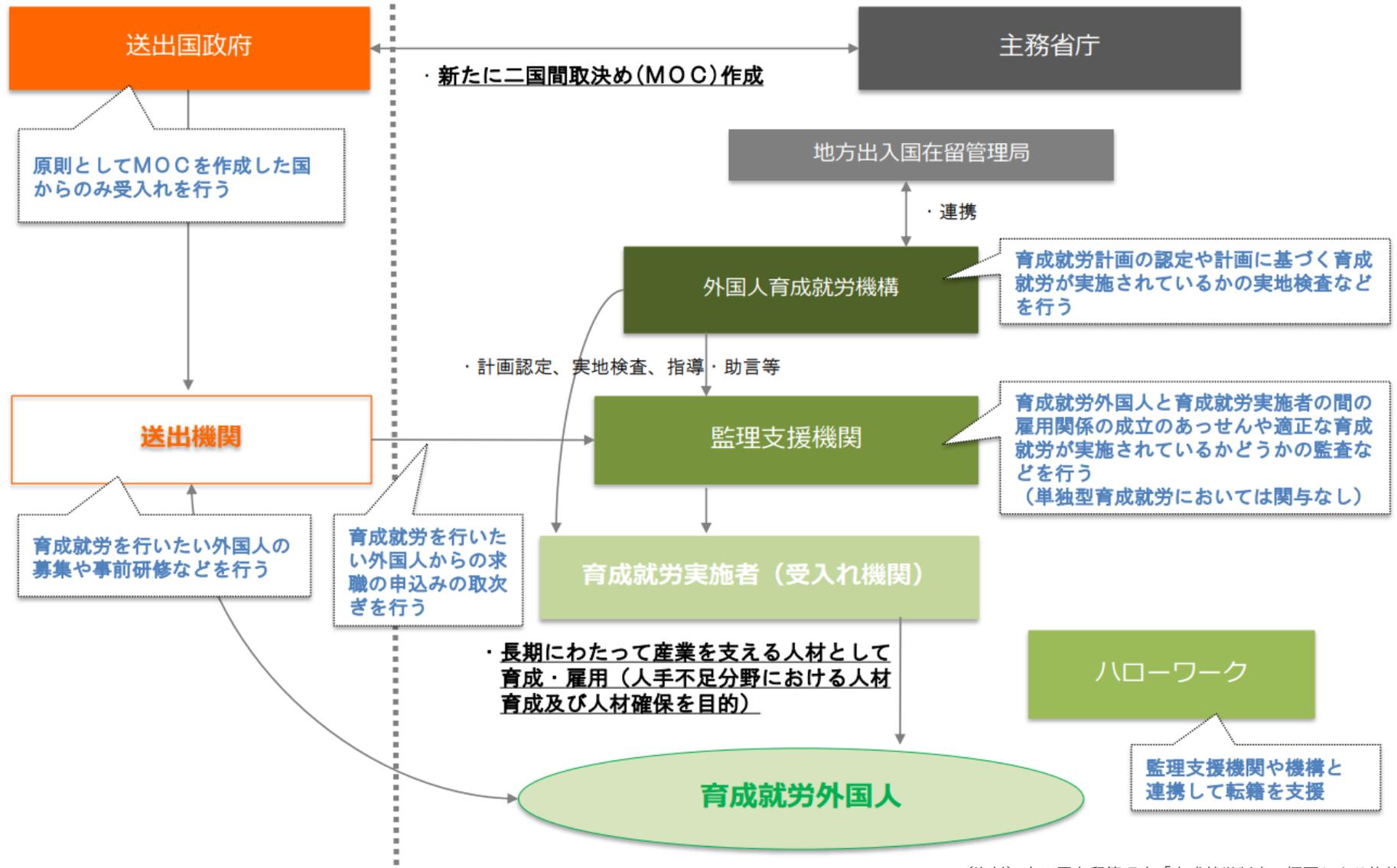
## ●管理・支援体制

- ・「外国人技能実習機構」から「外国人育成就労機構」へ改組  
「受入機関に対する監督指導機能の強化」  
「外国人に対する支援・保護機能の強化」  
に加えて  
「特定技能外国人への相談援助業務」  
が追加
- ・「外国人育成就労機構」の労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携強化

## <事業主側の注意点>

- ・分野別協議会への加入（加入費用や適切性を確保するためのコスト）
  - ・採用コストの増加（外国人の入国時にかかる手数料や渡航費等の企業側の負担に）
  - ・日本語学習のサポートが求められる（就労までにN5取得又は相当講習の受講費用）
  - ・転職リスク（労働環境や条件等の改善が求められる）
  - ・外国人支払の送付機関への手数料の一部負担
  - ・転籍時の事務コスト・時間コスト負担
- などの影響が考えられる。

# 育成就労制度 関係機関のイメージ



(資料) 出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」より抜粋

# 特定技能制度の概要

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
  - **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：262,769人（令和6年8月末現在、速報値）
  - **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格  
在留者数：314人（令和6年8月末現在、速報値）
- 特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業  
（16分野）  
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）  
（「自動車運送業」は分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。）
- 令和6年3月29日閣議決定により12分野が16分野に拡大

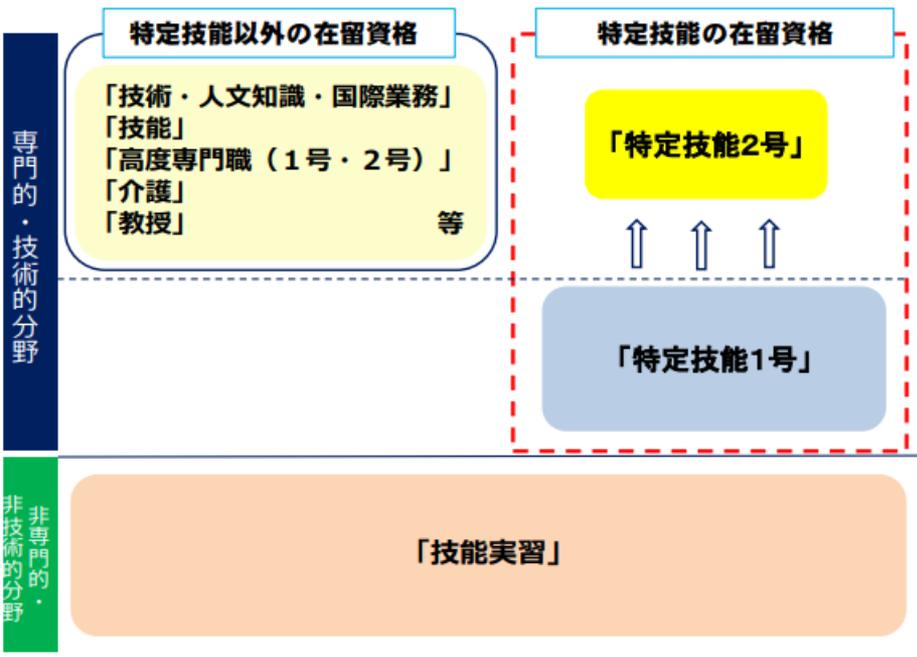
## 特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

## 特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



（資料）出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会の実現に向けた取組」より抜粋

# 特定技能制度 既存分野への業務追加(R6.3.29.閣議決定)

分野名	改正内容	改正後の業務区分	特定技能2号の受入れ	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
経済産業省 工業製品製造業	<p>紙器・段ボール箱製造、<u>コンクリート製品製造、陶磁器製品製造、紡織製品製造、縫製、RPF製造、印刷・製本を新たな業務区分として追加。</u></p> <p>既存の業務区分に鉄鋼、アルミサッシ、<u>プラスチック製品、金属製品塗装、こん包関連の事業所を新たに含める。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械金属加工</li> <li>・電気電子機器組立て</li> <li>・金属表面処理</li> <li>・紙器・段ボール箱製造</li> <li>・コンクリート製品製造</li> <li>・陶磁器製品製造</li> <li>・紡織製品製造</li> <li>・縫製</li> <li>・RPF製造</li> <li>・印刷・製本</li> </ul> <p>〔10業務区分〕</p>	新規追加業種は特定技能1号のみ受入れ可。	繊維・衣服関係等 (21職種38作業)	※
国土交通省 造船・舶用工業	<p>業務区分を3区分に再編するとともに、<u>作業範囲を拡大し、造船・舶用工業に係る必要となる各種作業を新たな業務区分に追加。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造船</li> <li>・舶用機械</li> <li>・舶用電気電子機器</li> </ul> <p>〔3業務区分〕</p>	新たな業務区分でも2号特定技能外国人が業務に従事可能。	とび、配管等 (8職種11作業)	-
農林水産省 飲食料品製造業	<p>特定技能外国人の受入れが認められる事業所を追加し、<u>食料品スーパーマーケット及び総合スーパーマーケットの食料品部門における惣菜等の製造も可能とする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工、安全衛生）</li> </ul> <p>〔1業務区分〕</p> <p>* 業務区分の変更なし</p>	新たな業務においても、2号特定技能外国人が業務に従事可能。	* 新たに関連させるものではないものの、そう菜製造業等が関連する。	-

※協議会入会要件等として以下の内容を定める。

- ・ 繊維工業（紡織製品製造区分及び縫製区分）については、①国際的な人権基準を遵守し事業を行っていること、②勤怠管理を電子化していること、③パートナーシップ構築宣言を実施していること、④特定技能外国人の給与を月給制とすること。
- ・ 印刷・同関連業（印刷・製本区分）については、全日本印刷工業組合連合会、全国グラフィア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していること。
- ・ こん包業での受入れについては、日本梱包工業組合連合会に所属していること。

(資料) 経済産業省「特定技能制度における繊維業の追加を踏まえた対応方針について(案)」より抜粋

# 特定技能制度 対象分野追加(新規分野)(R6.3.29.閣議決定)

- 今回追加希望が示されている新規分野は特定技能 1 号のみ受入れ可能とする。
- 新規分野等においても、特定技能 1 号には「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」及び「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本としつつ、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準」が求められ、技能水準及び日本語能力に係る各種試験を課すこととする。

	分野名	業務内容等	技能試験	日本語試験	新たに関連させる技能実習の職種等	分野独自の要件
国土交通省	自動車運送業	バス運転者、タクシー運転者、トラック運転者 (3業務区分)	自動車運送業分野特定技能 1 号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験 (N4以上) (「業務内容等」のうち、 <b>青字</b> についてはN3以上)	—	※ 1
	鉄道	運輸係員 (運転士、車掌、駅係員)、軌道整備、電気設備整備、車両製造、車両整備 (5業務区分)	鉄道分野特定技能 1 号評価試験		軌道整備：鉄道施設保守整備 車両製造：機械加工等 8 職種 19 作業 車両整備：鉄道車両整備	—
農林水産省	林業	育林、素材生産、林業種苗育成等 (1業務区分)	林業技能測定試験		厚生労働省及び関係省庁において技能実習制度の職種への追加を検討中。	※ 2
	木材産業	製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその附帯作業等 (1業務区分)	木材産業特定技能 1 号測定試験			

※ 1 日本の運転免許の取得等 (バス運転者及びタクシー運転者については、外免切替及び第 2 種免許の取得並びに法令で定める新任運転者研修を修了したこと、トラック運転者については外免切替) が要件。日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間においては、運転免許が必要な業務に従事できないため、在留資格「特定活動」 (バス運転者及びタクシー運転者については 1 年・更新不可、トラック運転者については 6 月・更新不可) で在留を認める。特定技能所属機関の要件として、運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を取得したこと等を求める。

※ 2 協議会において協議が調った事項に関する措置を求める (安全対策等を想定)。

(資料) 経済産業省「特定技能制度における繊維業の追加を踏まえた対応方針について (案)」より抜粋

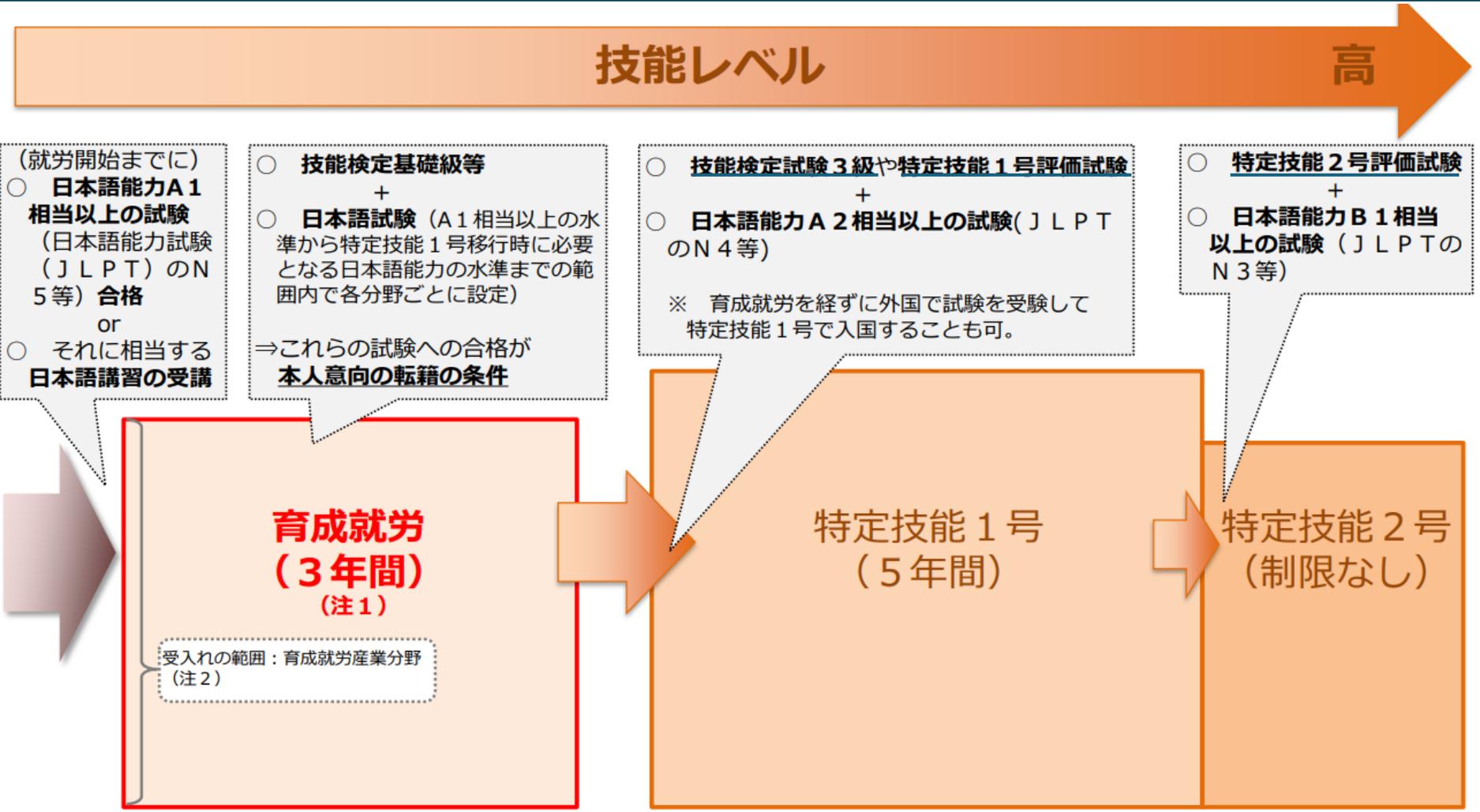
# 特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外  [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃  [1業務区分]	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 [10業務区分]	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備  [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器  [3業務区分]	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分]	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)  [2業務区分]	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
	自動車運送業 <sup>※</sup>	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者  [3業務区分]	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士)  [5業務区分]	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)  [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)  [2業務区分]	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保)  [1業務区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)  [1業務区分]	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等)  [1業務区分]	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等  [1業務区分]	直接

※自動車運送業分野については、分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。

(資料) 出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会の実現に向けた取組」より抜粋

# 育成就労制度及び特定技能制度のイメージ

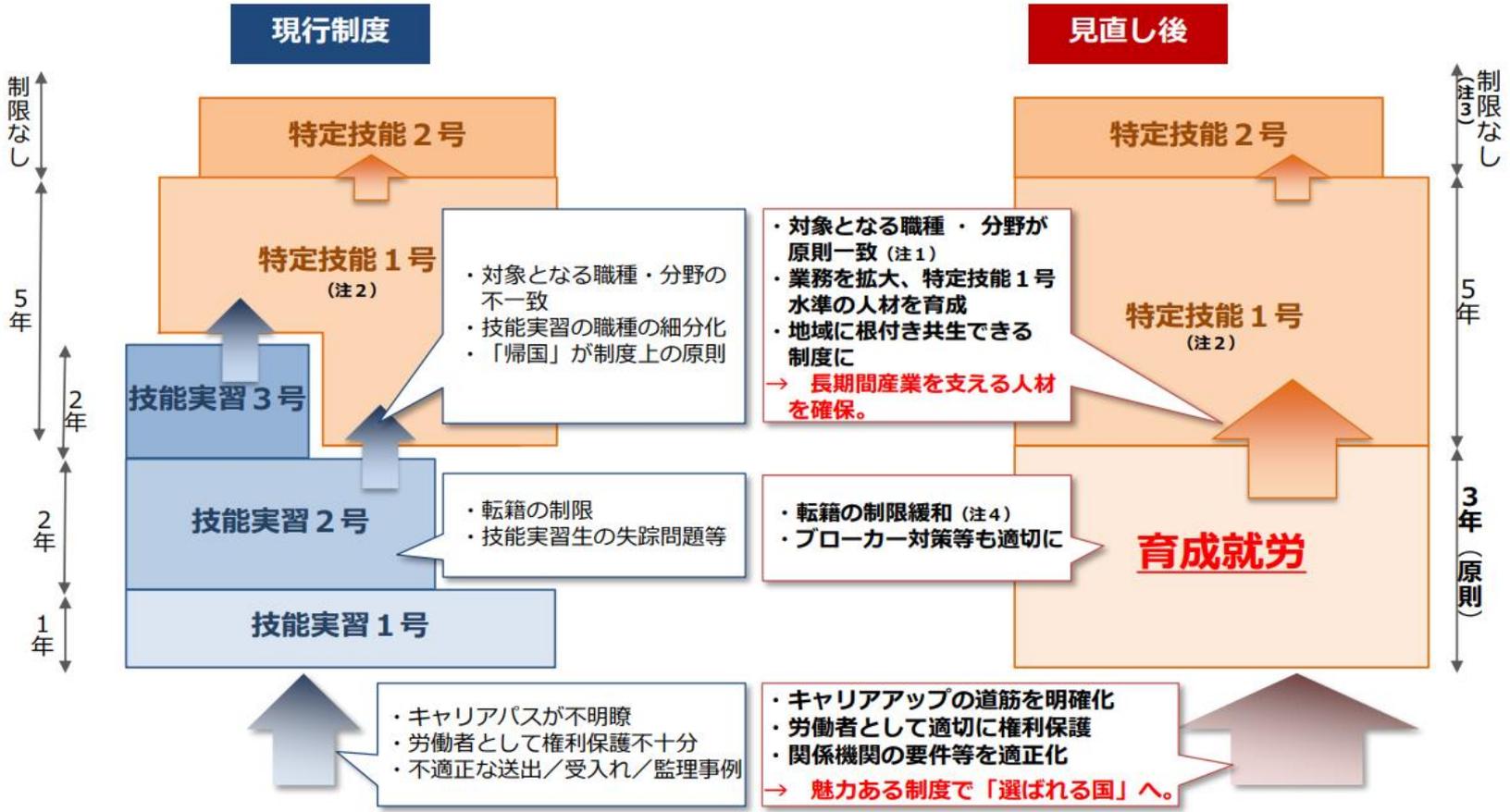


(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

(資料) 出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」より抜粋

# 現行制度と新制度との比較イメージ



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

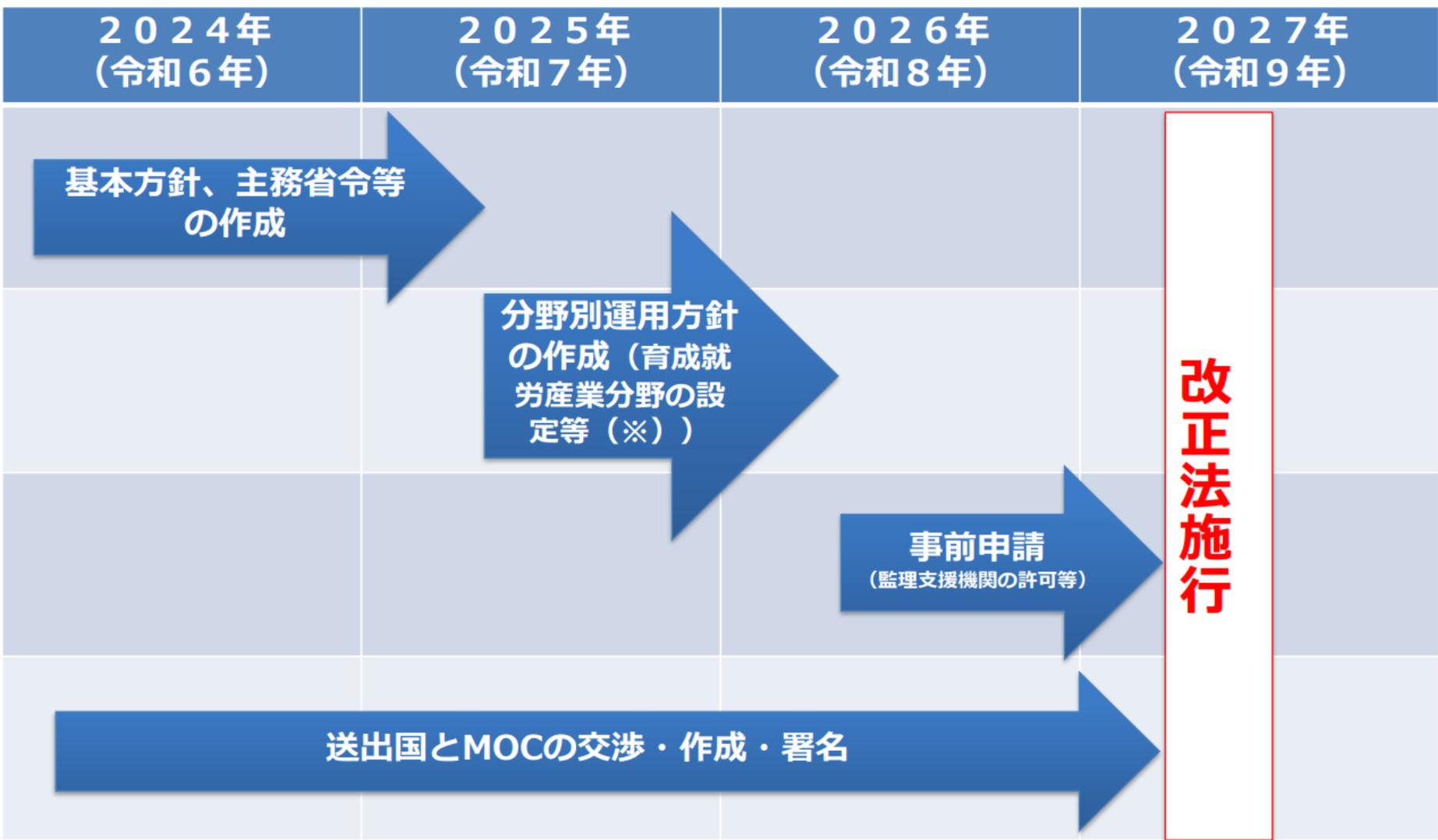
(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
  - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
  - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
  - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

(資料) 厚生労働省「第6回外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会参考資料」より抜粋

# 施行までのスケジュール(予定)



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定は、必要に応じて、改正法施行までの間にも行う。

(資料) 出入国在留管理庁「育成就労制度の概要」より抜粋

# 本国情勢を踏まえた在留ミャンマー人への緊急避難措置

## 現状・対応方針

- ◎ **ミャンマーにおいては**、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、国軍・警察の発砲等による一般市民の死亡・負傷事案やデモに参加していない住民に対する暴力等も報告され、**情勢が不透明な状況であった**ことから、出入国在留管理庁では、2021年5月28日以降、**ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として、在留や就労を認める**こととし、2023年末現在で、約15,000人が在留しているところですが、**今なお事態の改善に向けた動きが見られていない**状況です。
- ◎ 本措置においては、下表「これまでの取扱い」記載のとおり、「特定活動」の在留資格を許可していますが、**誤用・濫用的に緊急避難措置を利用している事例が散見されている**ことを踏まえ、**2024年10月1日から**、下表「新たな取扱い」記載のとおり、「特定活動」の在留資格を認めることとします（いずれの「特定活動」が許可されている場合でも、本国情勢が改善されていないと認められるときは、更新申請が可能です。）。

	これまでの取扱い	新たな取扱い
現に有する在留資格の活動を満了した者で、在留を希望する者	「特定活動（1年・就労可）」	「特定活動（1年・就労可）」
自己の責めに帰すべき事情によらず、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者		※1 「技能実習」で在留し、技能実習を修了していない者については、自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となり、監理団体等が実習先変更に係る必要な措置を講じたにもかかわらず、新たな実習先を確保できなかった場合に在留資格の変更を認める。
自己の責めに帰すべき事情により、現に有する在留資格の活動を満了せず、在留を希望する者	「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」	「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」
	※2 「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」を許可されてからおおむね1年間刑法令違反や入管法令違反を犯すことなく、適正な在留を行っていることと認められるなど、個々の事案に応じて在留状況等を踏まえて、「特定活動（1年・就労可）」を許可	※2 「特定活動（6か月・週28時間以内の就労可）」を許可されてからおおむね1年間刑法令違反や入管法令違反を犯すことなく、適正な在留を行っていることと認められるなど、個々の事案に応じて在留状況等を踏まえて、「特定活動（1年・就労可）」を許可
		※3 「技能実習」で在留し、技能実習を修了していない者で、残余の在留期間がある者については、在留資格の変更を認めない。



ご清聴ありがとうございました！

外国人雇用サポートセンター岡山

 グラスルーツ行政書士事務所

出入国在留管理庁申請取次行政書士 田口 順一

〒700-0927 岡山市北区西古松2-26-22 上杉第8ビル1068号室

TEL：086-250-5250 携帯：090-1186-0934

E-mail：[merci@gr-office.com](mailto:merci@gr-office.com)

URL：<https://gr-office.com/>